

令和 6 年度 うるま市不法投棄防止推進計画 概要版

計画の基本方針

計画策定の背景と目的

近年、地球的規模で環境保全に対する意識が高まりつつある中で、森や河川・海岸域、農地等に目を向けると不法に投棄された家具や家電製品、放置車両、タイヤやプラスチック系ごみなどが目につきます。これらの不法投棄物は、沖縄の優れた自然環境や景観、観光資源に影響を与えるだけでなく、化学物質やマイクロプラスチックなどによる生態系への影響も懸念される状況にあります。不法投棄は「犯罪」であり、法律により厳しく禁止されています。

うるま市では、5 月 30 日（語呂合わせ：ごみゼロの日）に不法投棄撲滅宣言式を実施し、不法投棄撲滅に向けた取組を一層推進していくこととします。

本計画は、市内全域（公有地、私有地を含む）の「産業廃棄物」から「一般廃棄物」までのあらゆる廃棄物の不法投棄を対象とします。

本計画は、昨年度の調査結果を踏まえ、不法投棄の削減・撲滅に向けて、今後も不法投棄に対する取組を切れ目なく継続し、より一層の効果を上げることを目的とします。

計画の目指す姿

計画が目指す目標は、市民・地域、事業者、市や他行政機関が相互に連携し、廃棄物を適正に処理することで「**ごみのない きれいなまち 愛するうるま市**」の実現を目指します。

連 携

【市民・地域の役割】

- ・不法投棄をしない、させない
環境づくり
- ・自らの土地の適正管理
- ・マナー・法の順守

【事業者の役割】

- ・不法投棄をしない
- ・廃棄物の適正処理
- ・管理地の適正管理
- ・マナー・法の順守

【市や他行政機関の役割】

- ・計画の策定
- ・各主体と連携した不法投棄
対策・対応・拡大防止
- ・管理地の適正管理

目指す姿は…

ごみのない きれいなまち 愛するうるま市

計画の期間と指標目標

計画の開始年度を令和7年度とし、令和11年度までの5か年計画とします。

管理の目標指標は、「不法投棄発生場所（既存認知）件数の減少」と「特定地点の不法投棄事案の回収量」の両面で評価します。ただし、令和7年度以降、新たな投棄箇所は含みません。

指標① 不法投棄既存箇所（認知）数 目標（令和12年度）：30%以上削減

評価内容：回収作業実行及び普及啓発等の効果を評価します。

令和6年度不法投棄確認地点数：187地点数⇒令和11年度不法投棄確認地点数：130地点以下

※不法投棄確認地点187地点には、既回収地点を除きます。

指標② 不法投棄通報（認知）件数に対する回収率…目標 70%

$$\frac{\text{不法投棄回収件数}}{\text{不法投棄通報（認知）件数}} = \text{不法投棄回収率} \Rightarrow \text{目標 70\%}$$

参考：R6時点の回収率	目標
96件（回収件数）/160（通報件数）=60% ※	70%

※回収が行えないもの（残り64件）に対しては下記の対応策を実施しています。

対応策		対応件数	対応率
現地指導	不法投棄防止看板の提供・適正な管理・処分方法等	36件	22%
現地対策	警告文貼付や監視カメラや作動中看板設置	18件	11%
捜査依頼	現地に署員同行や警察署への個人情報や監視カメラの画像提供	13件	8%
その他	現場で投棄物無・他課へ引継ぎ等	10件	6%
合 計		77件※	47%

※同一案件に対し上記の対応策を複数実施したケースもあるため。

目標 不法投棄認知件数に対する対応策の継続的な実施

★不法投棄通報（認知）件数に対し、回収が行えないものに関しては、以下の対策を継続して実施していきます。

- 不法投棄防止看板・マグネットシート等の提供・配布
- 不法投棄現場確認・パトロール・回収・関連部署の調整
- 不法投棄に関する捜査依頼（うるま署・石川署）
- 不法投棄に関する連携依頼（自治会・商工会・観光物産協会・建設業者会等）
- 監視カメラの設置・確認を行い、カメラの設置
- ボランティア袋の提供

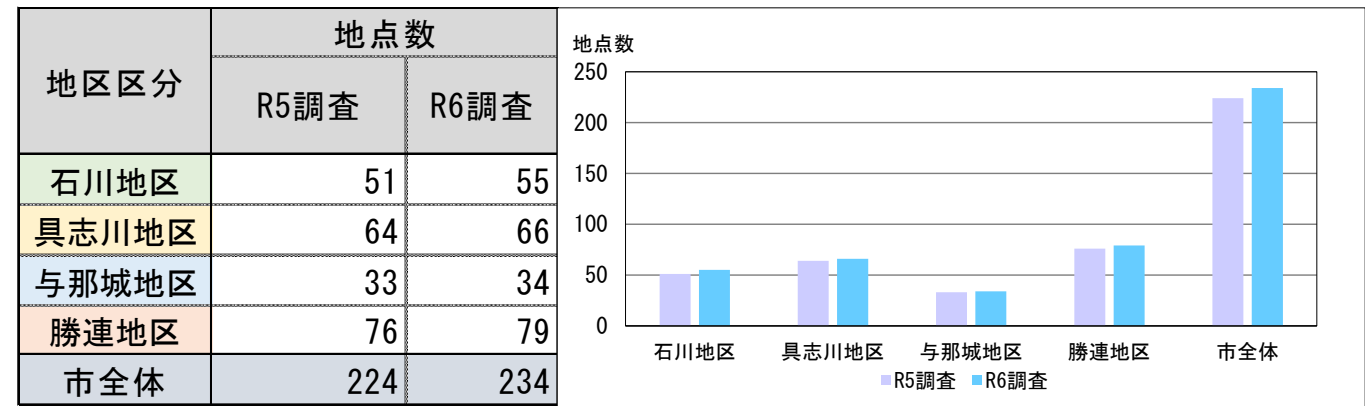


最終目標として、上記対策を施しながら、監視カメラ活用や所管警察署と連携のもと「不法投棄は犯罪」という意識を市民へ周知する等、監視力の強化と啓発活動で不法投棄撲滅を目指します。

本市の不法投棄の現状

令和 5・6 年度に実施した現地調査結果によると、本市の不法投棄発生件数は令和 5 年度調査で 224 地点、令和 6 年度調査で 234 地点把握されました。ただし、令和 6 年現在、既に 47 地点が回収されていますが、これらの地点は重点監視地点としてリストアップしています。

不法投棄発生地点数▼



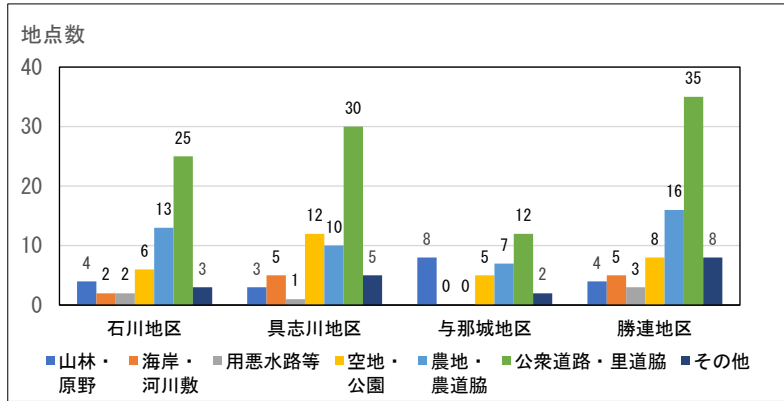
令和 6 年度は、今後の不法投棄対策回収計画の参考にするため、注意が必要と思われる地点（特定地点）について再度踏査し、量的把握を行いました。

不法投棄監視等レベル区分と箇所数（令和 6 年度）▼

レベル区分	条件等内容	箇所数	%
①常習箇所地点	市が常習箇所と判断している地点で、今後も常時監視が必要とされる地点	12	5.1
②重点監視地点	ほぼ常時監視が必要とされる地点並びに重点的に監視すべき地点（すでに回収済の地点も含む）	21	9.0
③注意箇所地点	年数回はパトロールによる監視が必要とされる地点（すでに回収済の地点も含む）	64	27.4
④地域監視地点	住民パトロールを含めて定期的に監視し、住民・役所が協働して回収することが望ましい地点（すでに回収済の地点も含む）	137	58.5
合 計		234	100

不法投棄は、一般的に車両で投棄物を運搬し投棄するケースがほとんどなので道脇（農道・公衆道・里道等）が多くなっています。

地区ごとの不法投棄場所の環境比較▼



不法投棄場所▼



本市における不法投棄対策の現状

本市は 2023 年 4 月に沖縄県では初の「不法投棄対策室」を設置しました。

不法投棄回収・処分・ボランティア袋の提供状況

不法投棄対策室では、市内を適宜巡回し、新たな不法投棄を確認した場合や、地域や市民から不法投棄通報があった場合は、現地を視察し、地番や土地所有者を確認し、土地所有者が判明した場合は土地所有者への連絡（公有地にあつては担当課等）、状況により警察への通報を行っています。また、不法投棄物の回収が可能な場合は、適宜回収しています。その回数は月に 10 数件に及ぶことがあります。

不法投棄対策室の令和 5 年～6 年度の不法投棄物回収品目 ▼

不法投棄対応 対策・回収		年度	不法投棄回収品目				
			タイヤ 本数	冷蔵庫 台数	テレビ 台数	洗濯機 台数	エアコン 台数
不法投棄等 対策	回収等	R5	38	6	23	16	1
		R6	62	3	21	9	1
	対策等	R5	12	3	5	0	1
		R6	11	3	11	0	0
合 計		R5	50	9	28	16	2
		R6	73	6	32	9	1
R5・R6両年合計			123	15	60	25	3

不法投棄対策室の令和 5 年～6 年度の不法投棄物回収集計 ▼

不法投棄対応 対策・回収		年度	ボラン ティア 袋数	北環搬入量				地域	
				可燃ごみ kg	不燃ごみ kg	粗大ごみ kg	可・不・粗 合計:kg	件数	割合
不法投棄等 対策	回収等	R5	75	760	200	2,950	3,910	94	13.0%
		R6	135	260	520	1,330	2,110	65	9.1%
	対策等	R5	0	0	0	0	89	12.3%	
		R6	24	40	120	470	630	182	25.4%
野焼き・放置車両対策		R4				0			
		R5	-	0	0	0	22	3.0%	
		R6	-	0	0	90	56	7.8%	
ボランティア袋 回収	不法投棄対策室	R5	9,865	44,560	2,100	540	47,200	475	65.6%
		R6	10,484	43,093	2,240	230	45,563	411	57.4%
	粗大回収班	R5	1,272	5,280	490	690	6,460	44	6.1%
		R6	45	230	0	0	230	2	0.3%
合 計		R5	11,212	50,600	2,790	4,180	57,570	724	100%
		R6	10,688	43,623	2,880	2,120	48,623	716	100%
R5・R6両年合計			21,900	94,223	5,670	6,300	106,193	1,440	

ボランティア袋の配布・支給状況と活動状況 ▼

ボランティア 袋提供	年度	海岸	周辺 地域	道路	自治会	団地	河川敷	漁港	公園	市有地	未定	合計
件数（件）	R5	128	35	95	82	2	9	7	12	5	1	376
	R6	103	14	46	82	0	5	2	2	2	0	256
枚数（枚）	R5	5,983	1,058	4,347	8,355	40	310	432	530	120	50	21,225
	R6	3,725	500	2,610	8,540	0	300	250	30	150	0	16,105
人数（人）	R5	3,839	527	1,258	6,159	22	113	246	312	9	15	12,500
	R6	2,734	312	342	5,873	0	91	164	3	23	0	9,542

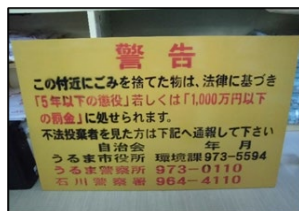
看板・マグネットシート等の提供・配布状況

新たに確認された不法投棄場所や地域自治会などから希望があった場合は、状況に応じ、禁止・警告看板や張り紙、また、車両等においてはマグネットシート等を配布しています。

看板配布・設置状況▼

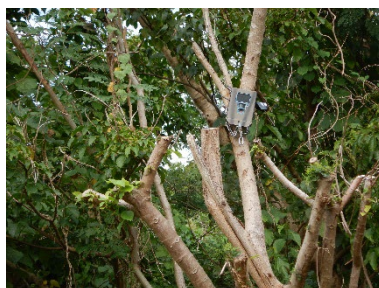
実施先	看板の種類	R5	R6*	2年合計
市による 看板設置	警告文（大看板）	75	75	150
	警告文（小看板）	29	5	34
	ポイ捨て禁止	15	10	25
	小計	119	90	209
自治会へ 看板提供	警告文（大看板）	15	5	20
	警告文（小看板）	10	0	10
	ポイ捨て禁止	5	3	8
	小計	30	8	38
合計		149	98	247

* R7. 3/14までの資料



監視カメラの設置

不法投棄常習箇所や不法投棄多発地点、不法投棄がされやすい箇所に監視カメラを設置し、定期的に映像の確認・バッテリー交換を行っています。監視カメラの設置は行為者を特定することを目的としています。



監視パトロールの実施

本市では、監視員（警察 OB）、青色防犯パトロール隊によるパトロールを実施しており、不法投棄の早期発見・防止に努めています。

青色防犯パトロール隊は、通学防犯を主な目的としてパトロールを行っています。が、不法投棄防止にも効果があると想定されます。



うるま警察署・石川警察署との連携

不法投棄パトロールの実施・監視カメラの確認の際など、石川警察署及びうるま警察署と情報共有し連携を図っています。

不法投棄防止チラシ・ポスターの作成

廃棄物の適正処理の呼びかけ、不法投棄の防止や違反した場合の法的状況・罰則、並びに監視状況等を知らせるためのチラシを作成し、配布しています。



取組の考え方と具体的取組

取組の方向性

不法投棄の減少・除去について、現状把握調査（文献調査、アンケート、ヒアリング、現地調査等）を考慮したうえで、不法投棄対策の方針について次の3つの方向性を設定します。

施策の体系▼

取組の方向性		具体的取組 ★は新規事業、☆は一部新規
適正処理の推進	不法投棄防止意識の醸成	① チラシ、パンフレット（小冊子）、動画、SNS、HP等による市民・事業者への普及啓発 ☆
		② 学校・地域・事業所における環境教育プログラムの推進 ★
		③ うるま祭り等イベント時における意識啓発
	不法投棄場所の情報収集等	④ 排出事業者、処理業者への立ち入り検査、無許可業者への指導
		⑤ 不法投棄防止月間の設定 ★
不法投棄の未然防止	不法投棄の未然防止	⑥ 監視カメラや抑止線の設置
		⑦ 看板の設置・地域への看板提供
		⑧ 監視パトロールの実施強化（通常パトロール）
		⑨ 協働のパトロールの実施 ★
	地域や土地所有者等の管理意識の醸成	⑩ 土地の所有者・管理者へ適切な管理指導と支援
		⑪ 地域による広場・空地等の環境整備（樹木・雑草の除去）
	市民・地域・行政・警察・産資協等との連携	⑫ 青色回転灯車の認定強化・地域住民による監視活動 ☆
不法投棄の拡大防止	不法投棄物の回収作業・原状回復	⑬ うるま市不法投棄防止連絡協議会との連携
		⑭ 不法投棄物の回収作業（通常回収）
		⑮ 協働による重点箇所の回収撤去作業 ★
	不法投棄の拡大防止	⑯ 警察署や不法投棄対策室への通報などの連絡、連絡体制の構築啓発
		⑰ NPO団体・地域による環境保全活動の支援
		⑱ 不法投棄防止推進員（仮称）の設置 ★
		⑲ キッズ/マスター環境普及員（仮称）の認定 ★

具体的取組（抜粋）

具体的取組	主な取組内容
① チラシ、パンフレットや動画等による普及啓発	・ SNS、HP、LINE などを活用し、ごみの適正処理方法に関する周知の推進 ・ 小冊子を作成し、各家庭・市内の関連事業所に配布
② 学校・地域・事業所における環境教育の推進	・ 市内の学校や自治会にて、3R 推進や不法投棄に関する環境教育の実施 ・ 環境教育プログラムの作成
③ うるま祭り等イベント時における意識啓発	・ 市主催のイベントでごみ分別の徹底やポイ捨て禁止の呼びかけの実施 ・ 市主催の環境展、生涯学習フェスティバル等での啓発
④ 排出事業者、処理業者への立ち入り検査、無許可業者への指導	・ 必要に応じた立入検査の実施等を行い、産業廃棄物の適正処理の推進
⑤ 不法投棄防止月間の設定	・ 年 1 回程度のポスター（一般や学校にポスターや標語を作成してもらう）の提示や啓発イベントの実施 ・ 撤去活動やパトロールも併せて実施
⑥ 監視カメラや抑止線の設置	・ 監視カメラを増設（年 5～10 台の増加）し、重点地点に設置する。 ・ 必要に応じて・抑止線や柵などの設置を検討する。
⑦ 看板の設置・地域への看板提供	・ 看板等の設置による抑止効果は有効であるため、看板の設置・貸与数の増加
⑧ 監視パトロールの強化	・ 夜間パトロールの実施
⑨ 協働のパトロールの実施	・ 市民、事業者、行政、警察による協働パトロールの実施・強化 ・ 実施は、昼間とし、年 1～2 回程度実施
⑩ 土地の所有者・管理者へ適切な管理指導と支援	・ 土地の所有者・管理者に対し、電話・文書等による剪定・除草の管理指導 ・ 不適正管理が長期化している事案に対しては警察などの関係機関と連携し、改善できるまで指導
⑪ 地域による広場・空地等の環境整備	・ 広場・空地や公道の草刈り・樹木枝の剪定・除去など見通しがよくなる環境整備は、不法投棄防止にも効果的であるため、地域清掃活動を支援
⑫ 青色回転灯車両の認定増加・地域住民による監視活動	・ 地域の防犯・保全管理のための「青色回転灯車両（青パト）」の実施認定者の増加（不法投棄は主に夜間に起こるため、夜間パトロールが有効）
⑬ うるま市不法投棄防止連絡協議会との連携	・ 不法投棄の未然防止のための関係団体との情報共有 ・ 三者協働パトロールの実施（スケジュール、コース等の検討）
⑭ 投棄物の回収作業（通常回収）	・ 適宜、撤去・回収作業を実施（通常回収） ・ 新規に不法投棄を確認した場合、所有者を確認
⑮ 協働による重点箇所の回収撤去作業	・ 年 1 回程度、市民、事業者、行政、警察を含めた協働撤去・回収作業を実施 ・ ⑪の NP0 団体・地域による環境保全活動との取り組みとも連携
⑯ 警察署や行政への通報、連絡、連絡体制の構築、啓発	・ 不法投棄通報マニュアルを作成・提示 ・ 広報への掲載による啓発

裏面につづく→

→前ページ続き

具体的取組	主な取組内容
⑰ NPO 団体・地域による環境保全活動の支援	・ 市内で活動する NPO 等市民グループや地域活動する環境活動を支援 ・ 市内の NPO 等環境保全活動団体のリストを作成
⑱ 不法投棄防止推進員（仮称）の設置	・ 環境保全活動や不法投棄撲滅に関心のある地域の市民・事業所職員から「不法投棄監視員（仮称）」を設置し、担当地区を月 2 回程度のパトロールを実施
⑲ キッズ/マスター環境普及員（仮称）の認定 	・ 不法投棄等の環境問題に関心のある児童（4 年生以上）・生徒・大学生等の若年者から募集し、年齢に応じた環境教育の研修（4 時間から 2 日間程度）を実施し、修了者を「キッズ環境普及員」として認定 ＜実施例＞ ・ 市内の各児童センターや子ども会ごとに、ごみビンゴなどのゲームを取り入れた「ごみ拾い」や不法投棄視察を行い、子どもから大人へ発信するなど

計画の推進について

【不法投棄防止対策の流れ】

➤普及啓発：モラルの推進・環境保全意識の推進・適正な廃棄物の処理の普及啓発



➤環境整備：不法投棄・ポイ捨てをためらいたくなるような地域環境の整備



➤監視・パトロール：三者（行政、警察、関連団体等）協働による監視・パトロールの実施



➤回収・撤去：三者協働による投棄物の回収・撤去

各主体の役割

□市の役割

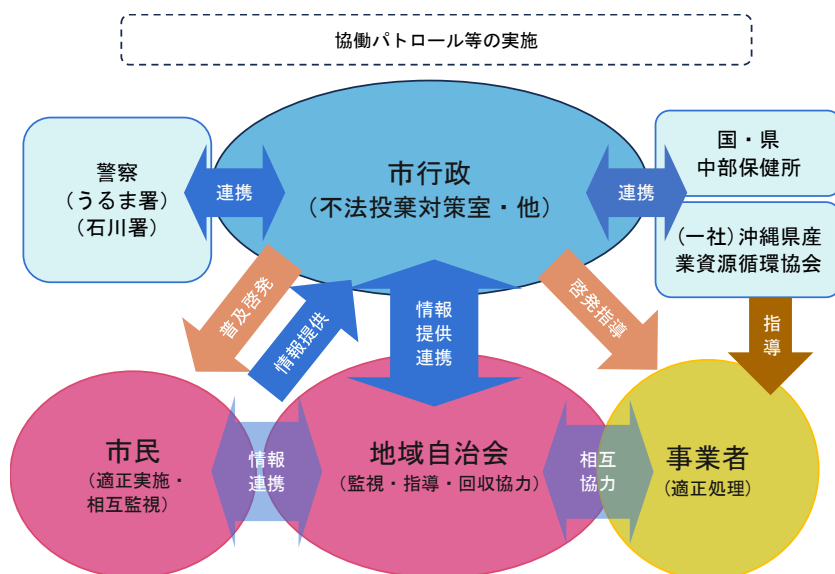
総合的かつ計画的な施策を策定・実施するとともに、市民や事業者に対して意識の醸成や活動を促進します。

□他行政機関の役割

管理地の適正管理を行うとともに、市が実施する不法投棄未然防止の施策に協力・支援します。

□市民・地域の役割

市民並びに地域は、地域の不法投棄の監視に努め、行政・地域が実施する不法投棄未然防止の施策に協力します。



発行：うるま市不法投棄対策室（令和7年3月）